

さめき水田営農だより

麦 生産量アップ

見てください。うどん県のプロの麦づくりを。

本県では、麦は古くから水田を活用した基幹作物として栽培されています。本県産麦は、実需者から高く評価されており、その需要に応じた生産拡大を図るため、関係者が一丸となって推進をしています。生産者の皆様も、「香川の麦」の生産拡大にご協力をお願いします。



～平成27年播き麦のスローガン～



小麦「さめきの夢2009」の作付面積1,750ha
(前年比1割アップ)、単収360kg(平年単収より
2割アップ)で生産拡大を図りましょう。

「今こそ香川が誇る麦づくりを！」

香川県農業再生協議会 会長 松尾 恭成 (香川県農政水産部長)

日頃は県の農業施策の推進並びに麦の作付推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成27年産の麦の作付面積は、生産者の皆様のご努力により、前年を上回る2,500ヘクタール余となりました。このような中、特に小麦「さめきの夢2009」は実需者からの評価も高く、より一層の増産が強く求められております。

県におきましては、実需者の期待に応えるとともに麦の生産拡大や安定生産により担い手の育成や経営の安定化を図るため、規模拡大や安定生産に必要な機械などに対する支援や、小麦「さめきの夢2009」を8ヘクタール以上作付した生産者に対して定額の助成を行っております。

また、水稻単作から「さめきの夢2009」と「おいでまい」などによる二毛作への転換や麦の安定生産のために必要な排水対策等の栽培管理の徹底など、積極的に麦の生産拡大を支援してまいりたいと考えております。

今後とも県として、生産者の皆様、JA等関係者と一丸となって香川が誇る麦づくりに取り組んでまいりますので、ぜひ麦の作付推進が図られますよう、特に「さめきの夢2009」の生産拡大へのご協力をお願いします。



「需要に即した麦の生産拡大を！」

香川県農業協同組合 代表理事 田辺 広

生産者の皆様、日頃はJAの営農振興施策にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

小麦「さめきの夢2009」は、実需者の購入希望数量が生産数量を大幅に上回っており、更なる生産拡大が急務となっています。作付面積拡大と収量性を生かした単収向上に努め、生産拡大をお願いいたします。はだか麦の「イチバンボン」は、現状では需給が均衡していますが、徐々に需要が回復しつつあります。JAでは実需者と連携し、新商品開発や健康機能性を活用した食べ方提案等を広くPRするなど需要拡大に向けた取組みを展開しておりますので、引き続き需要に見合った生産拡大をお願いいたします。生産者の方々におかれましては、単収・品質向上に向け、適期播種・排水対策・肥培管理・病虫害防除・雑草防除等、基本技術の励行をお願いいたします。

JAといたしましては、麦関連の貸出農業機械の充実や作業支援体制の整備等、生産拡大に向けた各種施策に引き続き取り組んでまいりますのでご利用ご活用ください。



担い手の経営形態に応じた麦の生産拡大で農業経営の発展を図りましょう

麦作に取り組んでいる担い手の方は農地の集積などにより作付の拡大を、これまで麦を作ったことがない方も経営に麦を取り入れてみませんか。

【麦作のメリット】

- 水稲と同じ農業機械が活用できるとともに水稲に比べ労働時間が少なく、冬場の農地管理にも有効です。
- 規模拡大により、10a当たりの労働時間や農業機械の減価償却費の低減が図られるなど経営メリットが大きくなります。

集落営農組織

機械の共同利用や組織化による労働力の確保などにより、水稲単作から二毛作体系への転換や冬場の不作付地の有効活用による麦の作付で農業経営の改善を図りましょう！



<作付拡大事例1> 農事組合法人A (24年播香川県麦作拡大コンクール受賞者)
冬場の農地の有効活用と所得向上のため、毎年麦の作付面積を拡大しています。

播種年度	23年播	24年播	25年播	26年播
麦作付面積ha (うち小麦)	24.6 (13.5)	30.2 (16.8)	33.6 (19.8)	38.0 (23.1)

米麦主体の担い手

地域の農地を集積し、作付拡大と単収の向上を図りましょう！

<作付拡大事例2> Bさん (24年播香川県香川県麦作拡大コンクール受賞者)
平成23年播から小麦の作付を開始し、農地の集積等による作付拡大と排水対策などにより単収の向上に努めています。

播種年度	23年播	24年播	25年播	26年播
小麦作付面積ha	1.7	4.8	9.7	15.5

園芸主体の認定農業者

麦を新たに経営に取り入れ、労働力や農地を有効活用し、経営改善を図りましょう！

<作付拡大事例3> Cさん (24年播香川県麦作拡大コンクール受賞者)
Cさんは露地野菜と施設野菜に取り組む園芸主体の認定農業者です。近隣の農家から耕作依頼があったことをきっかけに小麦栽培を開始し、野菜と水稲、小麦の輪作で周辺の農地を有効活用し農業経営の安定化を図っています。

播種年度	23年播	24年播	25年播	26年播
小麦作付面積ha	0.2	1.9	2.5	3.8

排水対策と基本技術の励行で単収向上を目指しましょう!

■麦づくりは排水対策が一番重要です。

近年は、播種時期の降雨により播種時期が遅れたり、播種を断念するケースがあります。ほ場内の雨水をほ場外へ流し、乾田化を図ることが重要です。水稻収穫後すぐに排水対策を実施し、播種適期に播種作業が開始できるよう、ほ場の準備を進めましょう。

①播種前対策

水稻の収穫後、なるべく早くほ場の周囲と5mの間隔で明渠やヨケを設置し、雨水をほ場外へ流し、乾田化を図りましょう。



播種前に明渠を設置

②播種時、播種直後対策

1行程毎に排水溝を設置し排水溝は落水口まで確実に連結しましょう。

播種直後に排水溝の連結



③生育中の対策

排水溝の点検・補修を兼ねた土入れを行いましょう。

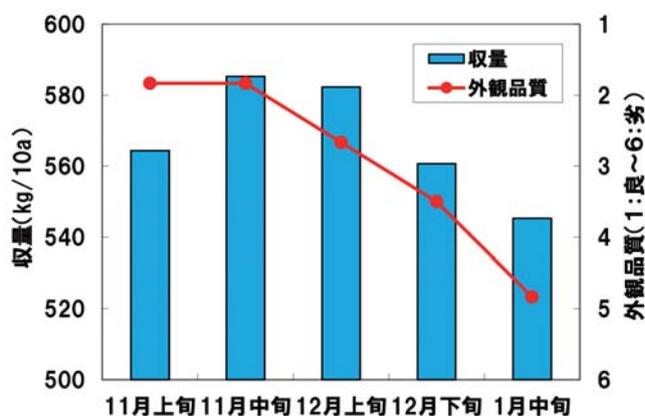


生育中期の土入れによる排水溝の整備

■適期播種で収量・品質ともに向上!

播種適期ははだか麦、小麦ともに10日間程度と短期間ですが、播種の早限から晩限を含めると1ヶ月近くあります。作付規模やほ場条件を勘案して、適期播種に努めましょう。

	播種早限	播種適期	播種晩限
はだか麦	11月10日	11月15日	12月20日
小麦		~25日	12月 5日



「さぬきの夢2009」の播種期と収量及び外観品質 (平成22~24年播の3ヵ年平均、農業試験場)

適期播種で最多収となり、播種が遅れるほど収量・品質ともに低下しやすくなります。

麦づくりを支える各種施策（27年度事業）

麦の作付拡大に各種施策をご活用ください。※各事業には、それぞれ詳細な要件があります。

「さめきの夢」の作付の維持・拡大を図る大規模作付の担い手を支援します

「さめきの夢」生産拡大加速化事業（香川県、JA香川県）

- 【内 容】「さめきの夢2009」の生産拡大に向けて8haを超えて小麦を作付する担い手に対して8haを超える面積に対して、県とJAが共同で助成します。
- 【補 助 率】 A区分：10haを超える部分4,500円/10a以内（県1/2、JA香川県1/2）
B区分：8ha以上10ha未満3,000円/10a以内（県1/2、JA香川県1/2）
- 【要 件】 ○前年産と比較して維持拡大する計画を10月末までにJAに提出
○年内播種面積を確認し、A・B区分に応じて助成（計画申請の範囲内）
○対象は認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織

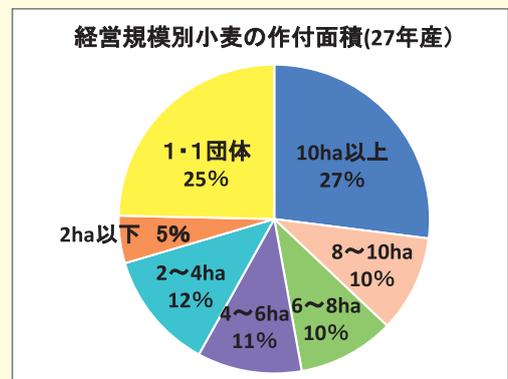
小麦8ha以上作付する生産者は増加傾向です。

（小麦作付面積に対して

25年産約28%→27年産約37%）

「さめきの夢」生産拡大加速化事業を活用して、作付拡大に取り組みましょう。

- 【お問い合わせ】 香川県農業生産流通課
JA香川県（本店）農産販売課



麦の生産拡大や生産性向上に必要な農業機械の整備を支援します

かがわの水田有効活用条件整備事業（香川県）

- 【内 容】 認定農業者や営農組織等を対象にトラクター、コンバインなどの整備を支援します。
- 【補 助 率】 30%以内、上限300万円
- 【お問い合わせ】 香川県農業生産流通課

農業機械等のリース導入を支援します

攻めの農業実践緊急対策事業（香川県農業再生協議会）

- 【内 容】 担い手への農地の集積・集約化に必要な機械・機器のリース導入への支援を行います。
- 【補 助 率】 1/2以内
- 【お問い合わせ】 各地域農業再生協議会

麦の作業支援に必要な機械の整備を行います

農作業支援体制構築支援事業（事業実施主体：JA香川県）

- 【内 容】 麦生産者へ貸出用の麦の播種機等の農業機械の整備を要望に応じて、順次行っていきます。

集落営農の組織化と経営発展に対する支援を行います

地域を支える集落営農推進強化支援事業（香川県）

【内 容】 集落での話し合い活動を通じ組織化に向けた合意形成活動や集落営農組織に対する農業用機械・施設等の整備、農地集積による規模拡大などの経営発展への取組みを支援します。

【お問い合わせ】 香川県農業経営課

ほ場整備や暗渠排水などの基盤整備に対する支援を行います

農業基盤整備促進事業・農地耕作改善事業（国）

【内 容】 生産基盤の整備促進のため、市町・土地改良区等が事業主体となり事業費200万円以上、受益戸数2戸以上の地区について5工種（農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、ほ場整備、農作業道）の基盤整備事業に対して補助を行います。農地耕作改善事業は、香川県農地機構による農地の集積を行う地域に限定されます。

集落営農推進生産基盤整備事業（香川県）

【内 容】 集落営農の組織化及び強化を推進するため、市町・土地改良区等が事業主体となり、事業費30万円以上、受益戸数2戸以上の地区について、4工種（パイプライン化、ほ場整備、暗渠排水、農道）の基盤整備事業に対して補助を行います。

【お問い合わせ】 香川県農村整備課

（公財）香川県農地機構を通じた農地の貸借により担い手への農地の利用集積を支援します

農地中間管理事業（国・香川県・香川県農地機構）

【内 容】 （公財）香川県農地機構が、離農農家や規模縮小農家等から通年で農地を借り受け、規模拡大や分散錯圃解消のために借受希望者に貸付ける事業です。農地の出し手、受け手は所定の要件に合致する場合、国や県、香川県農地機構の助成を受けることができます。

自分で耕作することはできないけど、農地を荒らしたくない

大切な農地だから安心してできる機関に預けたい



農地の出し手



香川県農地機構



麦生産者

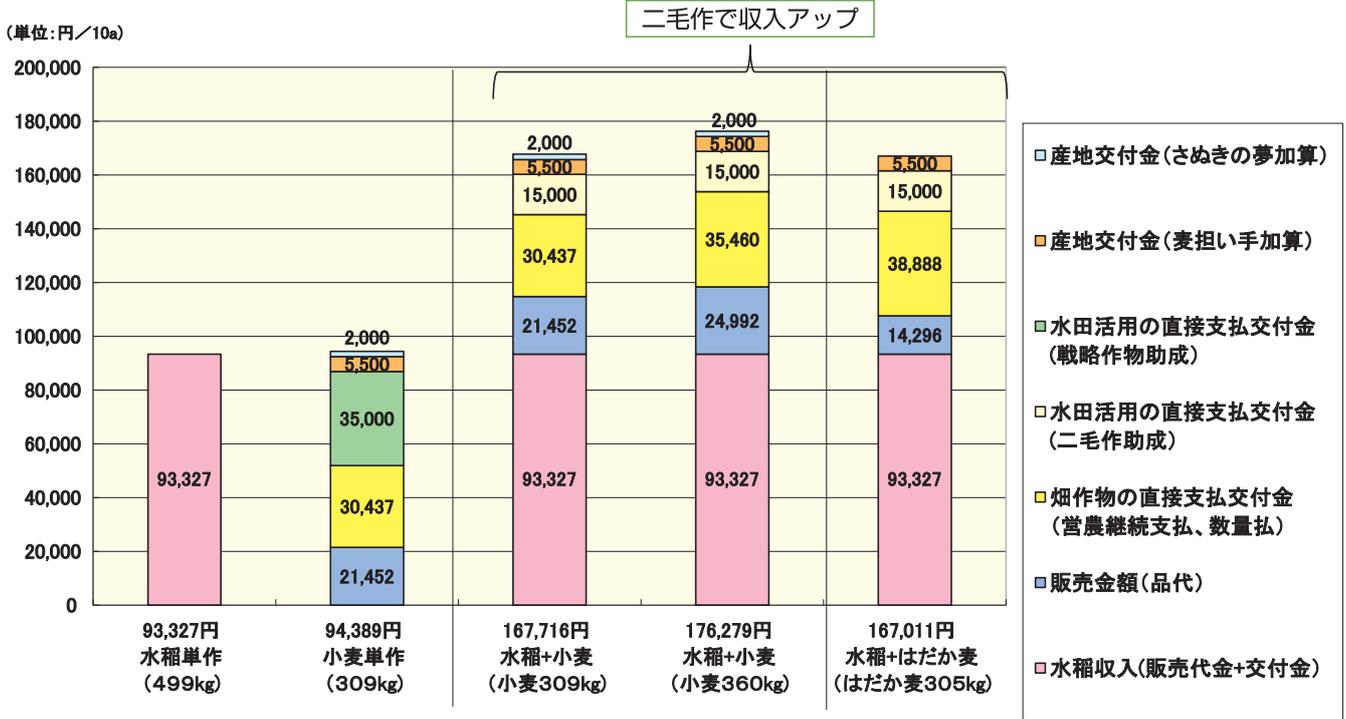
もっと農地を集積して麦の作付を拡大したい

麦の生産者の中には「もっと麦を作付拡大したいけど農地がない」という方がいます。農地を貸したい人を募集しています



【お問い合わせ】 香川県農地機構、香川県農業経営課

経営所得安定対策における10a当たりの米麦の収入試算例と支払時期



※水稲収入 26年産ヒノヒカリ2等として販売代金+米の直接支払交付金+ナラン対策
 ※単収 水稲499kg、小麦309kg、はだか麦305kgは20~26年産(7中5)平均。農林水産省「作物統計」
 ※販売金額 はだか麦、小麦は平成27年産落札指標価格(税込)から算出
 ※数量払の単価 小麦1等Bランク、はだか麦1等Aランクの場合。
 ※産地交付金 麦担い手集積加算は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者で法人格を有する場合で算定。

麦関係交付金の支払時期等の流れ(27年播)

月	27年		28年					29年					30年													
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11,12	1	2	3	4	5	6	7,8	...	2,3		
			27年播(28年産麦)の作付期間																							
麦関係交付金の支払時期等スケジュール	・麦種子・肥料農業申込(予約)		・共済加入(12月10日まで)		●共済掛金引落		・28年度経営所得安定対策加入(6月末まで)			・麦出荷	○販売代金入金(仮渡金)	●収入減少影響緩和対策積立金振込			○畑作物の直接支払交付金(営農継続支払)入金	○種子肥料農業代金、カントリー利用料金引落			○産地交付金入金			○収入減少影響緩和対策入金(補てんがある場合)	○販売代金入金(追加金)		○販売代金入金(精算金)	

※○は入金、●は引落・振込を示す。販売代金は仮渡金、追加金、清算金の3回に分けて入金。

●内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課
 香川県 農政水産部 農業生産流通課
 香川県農業再生協議会 ホームページ

TEL:087-825-2503
 TEL:087-832-3418
<http://www.kagawa-saiseikyo.jp/>

「おいでまい」生産者の公募について

県オリジナル水稻品種「おいでまい」の普及と品質・食味を確保したブランド化を図り、今後の作付推進地域を検討するため、『「おいでまい」委員会』が栽培者を募集します。

平成28年産「おいでまい」栽培面積は県全体で1,600ha程度の作付を計画しています。そのうち600ha程度までについて、今回の応募者から認定する予定です。



「おいでまい」シンボルマーク

募集期間

平成27年 **10月9日(金)** ~ **11月30日(月)**

注) 11月30日は、JAから「おいでまい」委員会への申請締切です。

応募方法

応募される方は、『平成28年産「おいでまい」栽培者認定申請書』を、最寄りのJA香川県各地区営農センター等のとりまとめ先に提出してください。

応募書類の 入手方法

栽培実施要領、栽培者審査・認定要領（「認定申請書」を含む。）等の必要書類は、最寄りのJA香川県各地区営農センター及び支店等に準備しています。

また、香川県ホームページ「さめきの農産物応援団」、JA香川県ホームページからもダウンロードできます。

お問い合わせ先

- 最寄りのJA香川県各地区営農センター又は支店
- 「おいでまい」委員会事務局
(香川県農業生産流通課 農産グループ) TEL: 087-832-3418
- JA香川県(本店) 農産販売課 TEL: 087-818-4109

応募資格



応募者は、県内の農業者、農業法人、集落営農組織、特定農業団体の構成員です。

審査に必要な事項を、地域農業再生協議会及びJA等で確認することがあります。

栽培者が備えておくべき事項(以下の要件を満たすことが必要です)

- ①乾燥機、粃摺り機、ライスグレーダー等の乾燥調製整設備を装備していること。
- ②原則として自家育苗をしていること。
※①、②については、平成28年産認定栽培者への作業・育苗委託は、別に定める要件を満たせば可能とする。
- ③平成27年産水稻の11月末までの農産物検査実績があること。ただし、平成27年産「おいでまい」認定栽培者にあつては、11月末までの「おいでまい」の農産物検査実績があること。

栽培者が守るべき事項

- ①県やJAが開催する講習会、研修会、検討会にできるだけ参加し、栽培管理について、指導を受ける。
- ②田植えの時期は、「おいでまい」田植え適期マップで示された時期を目安とする。(平坦部の田植えの時期は、6月20日以降とする。)
- ③ライスグレーダーの篩目は1. 85mm以上を使用する。
- ④「おいでまい」の種子、苗が余った場合は、適切に処分し、決して他者に譲渡しない。
また、自家採種や有償、無償にかかわらず他者への種子譲渡は、行わない。
- ⑤収穫した「おいでまい」については、農産物検査と食味計による食味分析を受け、その結果を報告する。(JA出荷者については、JAがまとめて報告する。)
- ⑥栽培履歴を記帳する。

